

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きの翌日)
当日起きの翌日には、
が休日は、
(当日起きの翌日)

告示
鳥取県告示第六百九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石破二朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用
篠津産科 婦人科医院	倉吉市塙町 二丁目二三	産科、婦人科、 放 射 線 科	篠津 哲夫	昭和四十 三年八月十五日	点数表
鳥取医療生 協鹿野温泉	鳥取市高郡鹿野 町字今市二四二	整形外科、 内 科	鳥取勤労者医 療生活協同組 合組合長理事 山崎季治	二十九日	乙表
木村 医院	米子市東倉 吉町六八	皮膚科、 泌尿器科、 性病科	木村 良一	二十八日	点数表

鳥取県告示第六百十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

- ◆教委規則 鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- ◆公安規則 質屋営業法令取扱規程を廃止する規則
- ◆公 告 火薬類取扱保安責任者試験の実施
- 高压ガス作業主任者試験の実施

昭和四十三年九月六日

氏名	住所	登録の記号	登録の年月日
木村 功	鳥取市田島一九六	鳥医 一三八六	昭和四十三年八月十四日
鳥取県告示第六百十一号			
国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。			
昭和四十三年九月六日	鳥取県知事 石破二朗	昭和四十三年九月六日	鳥取県知事 石破二朗
療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
崎山薬局 東伯郡東伯町大字徳方一〇三之一	申出の受理の年月日	米子市東福原	昭和四十三年七月一日
篠津産科婦人科医院 倉吉市塙町二丁目二三九	昭和四十三年八月一日	境港市上道町一七一七	昭和四十三年七月一日
鳥取医療生協 気高郡鹿野町字今市二四二	十五日	米子市上福原一八三八の一五	昭和四十三年七月一日
鳥取医療生協 鹿野温泉病院 東伯郡東伯町大字徳方三〇三一	昭和四十三年八月一日	東伯郡東伯町大字徳方三〇三一	昭和四十三年七月一日
世良田医院 水谷市和田町一七一〇	二十日	米子市和田町一七一〇	昭和四十三年七月一日
稻田松太郎薬局 紺屋町一	二四二	気高郡鹿野町字今市二四二	昭和四十三年七月一日
京都府	三十日	京都府	昭和四十三年七月一日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
鳥取医療生協 鹿野温泉病院 東伯郡東伯町大字徳方三〇三一	申出の受理の年月日	米子市東福原	昭和四十三年七月一日
世良田医院 水谷市和田町一七一〇	二十日	境港市上道町一七一七	昭和四十三年七月一日
稻田松太郎薬局 紺屋町一	二四二	米子市上福原一八三八の一五	昭和四十三年七月一日
京都府	三十日	京都府	昭和四十三年七月一日

鳥取県告示第六百十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第六百十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号 氏名 登録の年月日

鳥国医一、三五八 筏津哲夫 昭和四十三年五月二十二日

鳥国薬二〇八 水谷育代 " 二十七日

" 二〇九 高木素之助 " 二十七日

" 二一〇 森典子 " 三十一日

" 二一一 竹内保子 " "

鳥国医一、三五九 水垣洋 六月四日

" 一、三六一 三浦邦彦 三日

" 一、三六二 亀山弘道 " 十一日

鳥国薬二一二 八野紀美子 "

鳥国医一、三六三 岡幸茂 十四日

鳥取県告示第六百十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

を、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石破二朗

登録の記号及び番号 氏名 登録の年月日

鳥国薬二二三 小杉武久 昭和四十三年六月二十日

鳥国医一三七六 深田忠次 " 七月十日

" 一三七七 坂本有甫 " 十六日

" 一三八〇 宮石昌代 " 二十四日

鳥国薬二二四 嶋山昌代 " 二十九日

鳥国医一三八四 石井英明 " 八月三日

" 一三八五 山上英明 " 十日

木村功 " 十四日

牧野孝三 " 七月八日

鳥取県告示第六百十五号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、境港市及び米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日時	検査区域	検査場所										
十月 七日 午前九時三十分から午後三時まで	境港市	境公民館	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
" 八日												
" 九日												
" 十四日 午前十時三十分から午後三時まで	外江	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
" 十五日 "	上道	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
" 十六日 "	計量器所在場所	境公民館	明道小学校									
" 十八日 "												
" 二十一日 午前九時三十分から午後三時三十分まで	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校	就将小学校
" 二十二日 "												

鳥取県告示第六百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十三年三月一日付で東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇一六故島賀市ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（かんがい排水）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良（かんがい排水）事業計画書の写し

鳥取県知事 石 破 二 朗

義方小学校

二　縦覧に供する期間
昭和四十三年九月七日から二十日間とする。

に公布する。

昭和四十三年九月六日

三　縦覧に供する場所
羽合町役場

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

四　異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

委員会規則第一号) の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

鳥取県告示第六百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する

同法第十四条第一項の規定に基づき、中国地方建設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年九月六日

一　測量の目的　道路敷地図作成

二　作業地域　八頭郡河原町、用瀬町及び智頭町

三　作業期間　昭和四十三年九月六日から

昭和四十三年十二月二十日まで

教育委員会規則

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここ

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則(昭和三十年一月鳥取県教育

別表第一

県立高等学校全日制課程(普通科)通学区域表

高 等 学 校 名

鳥 取 東 高 等 学 校

鳥 取 西 高 等 学 校

岩 美 高 等 学 校

八 頭 高 等 学 校

青 谷 高 等 学 校

鳥取市、岩美郡、八頭郡及び氣高郡並びに
東伯郡のうち泊村の区域

倉吉市及び東伯郡並びに氣高郡のうち青谷
町及び西伯郡のうち中山町の区域

赤 硕 高 等 学 校

米子東高等学校	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡並びに
米子西高等学校	東伯郡のうち赤崎町の区域
法勝寺高等学校	
境高等学校	
根雨高等学校	

別表第二

米子市立高等学校全日制課程（普通科）通学区域表	上記学校に通学すべき区域
米子高等学校	米子市及び西伯郡のうち日吉津村の区域

附則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の岩美高等学校、青谷高等学校、赤崎高等学校及び法勝寺高等学校に係る改正規定は昭和四十四年度以降の入学者について、別表第一の岩美高等学校、青谷高等学校、赤崎高等学校及び法勝寺高等学校を除く高等学校に係る改正規定は昭和四十五年度以降の入学者について適用する。
（経過措置）
- 2 この規則施行の際現に高等学校に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 昭和四十四年度入学志願者に係る特例）

公 安 委 員 会 規 則

質屋営業法令取扱規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十三年九月六日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

鳥取県公安委員会規則第八号

質屋営業法令取扱規程を廃止する規則

質屋営業法令取扱規程（昭和二十五年八月鳥取県公安委員会規則第一号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

は、この規則による改正後の鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一中「東伯郡のうち泊村」とあるのは「東伯郡のうち東郷町及び泊村」と、昭和四十四年度の赤崎高等学校の入学志願者に係る通学区域については、改正後の規則別表第一中「西伯郡のうち中山町」とあるのは「西伯郡のうち名和町及び中山町」と読み替えるものとする。

00152

(第三種郵便物認可)

第3968号

報 公 県 取 鳥

日曜金 9月6日 43年(昭和)

7

公 告

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年9月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記試験

火薬類取締りに関する法令

イ 一般火薬学

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和43年10月6日(日曜日)

午前9時30分から正午まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)別表第15の様式によること。

(2) 履歴書

火薬類取締法施行規則別表第16の様式によること。

(3) 写真

手札形合紙付とし、出願6箇月前以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載すること。

(4) 戸籍抄本

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所に貼りつけること。この場合消印をしないこと。

5 受験願書受付期間

昭和43年9月10日から昭和43年9月20日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和43年度下期高圧ガス作業主任者試験を次のとおり実施する。

昭和43年9月6日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間		試験の時間
試験の種類	試験の科目	
丙種化学主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法(以下「法」という。) に係る法令及び液化石油ガスの保安の、 確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)に係る法令	9時30分から 10時30分まで
液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学	10時40分から 12時40分まで	
液化石油ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	13時30分から 15時まで	
第二種冷凍機械 主任者免状に係る試験	法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び機械工学 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な通常の保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時40分から 12時40分まで 13時30分から 15時まで
第三種冷凍機械 主任者免状に係る試験	法に係る法令 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術	9時30分から 10時30分まで 10時40分から 12時10分まで
2 試験の期日及び場所		
(1) 試験の期日	昭和43年11月24日(日曜日)	
(2) 試験の場所	鳥取市及び米子市	
3 受験手続	次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。	
	(1) 受験願書 (2) 履歴書	
	受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課、鳥取県LPガス協会及び鳥取県冷凍設備保安協会に備え付けてある所定の用紙を用いること。	
4 手数料	(3) 写真 1枚 手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年令を記載したものを受け取る書類に取りつけること。	
	(4) 手数料 (1) 手数料 ア 丙種化学主任者免状に係る作業主任者試験及び第三種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者試験 イ 第二種冷凍機械主任者免状に係る作業主任者試験 800円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する額の鳥取県収入証紙を受験願書につけること。この場合消印しないこと。	
5 受験願書の提出期間	昭和43年9月24日から昭和43年10月7日まで	
6 受験票	受験願書を受理した者には、受験票を交付する。	